

○財務省告示第二百三十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十四年六月二十日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年七月五日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五百五  
 回）  
 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
 十四号）第四条第一項並びに特  
 別会計に関する法律（平成十九  
 年法律第二十三号）第四十六条  
 第一項及び第六十二条第一項  
 三 振替法の適  
 用等 社債、株式等の振替に関する法  
 律（平成十三年法律第七十五号）  
 以下「振替法」という。の規定  
 の適用を受けるものとし、その  
 振替機関は日本銀行とする。  
 価格を競争に付して行われる入  
 札（以下「価格競争入札」とい  
 う。）による発行（以下「価格競  
 争入札発行」という。）、価格競  
 争入札と同時に行われる入札で  
 あつて、価格競争入札において  
 定められた利率をその利率とし、  
 価格競争入札において募入  
 の決定を受けた各申込みの応募  
 価格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行価格  
 とするものによる発行（以下「非  
 競争入札発行」という。）及び価

四 発行方法

競争入札発行」という。）、及び価  
 格を募入額により加重平均して  
 得られる価格をその発行価格と  
 するものによる発行（以下「非  
 競争入札発行」という。）及び  
 価格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行価格  
 とするものによる発行（以下「非  
 競争入札発行」という。）及び  
 価格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行価格  
 とするものによる発行（以下「非  
 競争入札発行」という。）及び  
 価格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行価格  
 とするものによる発行（以下「非  
 競争入札発行」という。）及び

五

方募

入 価 法 入  
札 格 競 決  
発 競 争 定  
行 争 の

各申込みのうち応募額を価格の高い

非 競 争 入

各申込みの応募額を案分により

札 発 行 入

割り当ての。応募額を案分により

ハ

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申 込

者 特 別 参 加

募集限度額の範囲を割り当てる。各申

非 者 第 I

申込みの応募額を割り当てる。

争 入 札 競

入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

六

イ 発 行 額

額面金額で二兆三千百十八億円

入 札 発 行 額

額面金額で二兆三千百十八億円

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

争 入 札 競

争入札競争の

行 入 札 競

行入札競争の

口	イ	十	十	九	八	ハ	口	イ	七	ハ	口	
非競争入	入札発行	価格競争	発行価格	振替単位	最低額面金	国債市場	非競争入	入札発行	払込金額	国債市場	非競争入	
額面金額百円につき九十九円九	十銭以上のそれぞれの応募価格	額面金額百円につき九十九円八	平成二十四年六月二十日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金との整合数の金額によるものとす。	五万円	千八百二十三億千七百五十万円	四十四億二千五十七万五千元	二兆三千九十五億四千二百七十	二兆三千九十五億四千二百七十	特別会計に規定する法律第四十六	特別会計に規定する法律第四十六	
										で、千八百二十五億円	特別会計に規定する法律第四十六	特別会計に規定する法律第四十六

十 十  
三 二

十 十 十 十 十  
九 八 七 六 五  
四

初 利 発 競 I 加 場 び 札  
期 行 争 非 者 特 国 発  
利 入 価 ・ 別 債 行  
子 率 札 格 第 参 市 及

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 金 期  
日 加 支 額 限  
後 の 二 第  
利 子 期 以

十 銭

年 ○・二パーセント  
平成二十四年十二月二十日  
払期とし、次の算式により支出  
した金額を支払う。ただし、支  
払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う。以  
下、次の号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十  
日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お  
い て、その日以前六ヶ月間に属す  
る 利 子 を 支 払 う。

平成二十九年六月二十日  
額面金額百円につき百円

平成二十四年六月二十日  
財務大臣から通知を受けた者